

広島県告示第五百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年九月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
牛田新町四丁目六地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
広島市東区	牛田新町四丁目	二二六番一	標柱一号
		二二六番	標柱二号及び三号
		三〇三番	標柱四号
		三一六番一	標柱五号
		三一八番	標柱六号及び七号